

原規規発第 23102612 号
20231013保第14号
令和 5 年 1 1 月 9 日

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員

経済産業大臣 西村 康

川内原子力発電所第1号機の一部使用承認について

令和5年10月13日付け原発本第149号をもって申請がありました上記の件については、原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第18条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書（令和5年10月13日付け原発本第149号）の「使用しようとする原子力発電工作物の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自：使用しようとする原子力発電工作物のうち、一部使用しようとする範囲に係る原子力発電工作物の保安に関する命令第17条第1項の表中第五号の工事の工程に係る使用前検査が終了した時

至：令和2年1月14日付け原発本第181号をもって届出た原子力発電工作物に対する電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日

3. 使用の方法

川内原子力発電所第1号機及び2号機の受電系統の変更に係る工事は、220kV送電用遮断器の設置や送電線の切替え、連絡用変圧器の設置等について段階的に進めることとしており、工事が完了したのから順次使用を開始する必要があることから、一部工事が完了した電気設備を使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。